

## 函館バス株式会社よりダイヤ改正（10月1日～）のお知らせ

函館バスでは、10月1日より次のとおりダイヤ改正を実施します。

- ①「快速瀬棚号」廃止に伴う「瀬棚八雲線」新設
- ②「瀬棚八雲線」新設に伴う「瀬棚線」及び「函館長万部線」時刻改正



詳細につきましては、9月第3週の町内回覧にて時刻表を配布するほか、9月中旬頃に函館バスHPへも掲載されますのでご確認ください。

【各路線の運行経路について】

- ・ 快速瀬棚号：せたな町～今金町～函館市
- ・ 瀬棚八雲線：せたな町～今金町～八雲町
- ・ 瀬棚線：せたな町～今金町～長万部町
- ・ 函館長万部線：長万部町～函館市

【問合せ】まちづくり推進課 企画政策グループ ☎82-0111

## 「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧いたします

- ①事業者の名称 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 竹内 一弘  
事務所の所在地 東京都港区麻布台1丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー 45階
- ②対象事業の名称 (仮称)今金せたな風力発電事業  
種類 風力発電所設置事業(陸上)  
規模 発電設備出力：79,800キロワット程度 基数：19基
- ③対象事業実施区域 北海道今金町、せたな町
- ④環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 北海道今金町、せたな町、八雲町
- ⑤縦覧の場所・時間 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課、北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課、今金町役場、せたな町役場本庁、せたな町役場瀬棚支所、せたな町役場大成支所、八雲町役場※いずれも、土・日・祝日を除く開庁・開館時間のみ  
電子縦覧 [https://www.eneos-re.com/news/2025imakane-setana\\_junbisho.php](https://www.eneos-re.com/news/2025imakane-setana_junbisho.php)  
期間 令和7年9月9日(火)から令和7年10月9日(木)まで  
※準備書の縦覧期間は令和7年10月9日(木)までですが、インターネットによる縦覧は縦覧期間終了後から一年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。
- ⑥意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函くださるか、令和7年10月23日(木)までに問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。
- ⑦住民説明会の開催を予定する日時及び場所
  - 1 若松基幹集落センター(北海道久遠郡せたな町北檜山区若松513-1)  
令和7年9月26日(金) 18時30分より
  - 2 ペコレラ学舎(北海道二世郡八雲町上八雲296-1)  
令和7年9月27日(土) 14時より
  - 3 金原基幹集落センター(北海道瀬棚郡今金町鈴金197-7)  
令和7年9月27日(土) 18時30分より
- ⑧問い合わせ先 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社  
〒106-0041 東京都港区麻布台1丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー 45階  
☎03-6455-4900 (担当) 高橋、齋藤  
※令和6年4月1日をもって商号(社名)がENEOSリニューアブル・エナジー株式会社に変更となりました。



【問合せ】まちづくり推進課 企画政策グループ ☎82-0111

## 今金回想シリーズ「人」収録再開しました

8月13日、今金町役場にて今金回想シリーズ「人」の60回目の収録が行われました。今回は白樺学園高校野球部で全国高等学校野球選手権北海道大会の決勝戦まで勝ち進んだ、今金中学校野球部出身の辻 真叶（つじ まなと）君でした。

このシリーズは、今金町の「まちづくり・ひとづくり」に尽力し、各方面で活躍された人から話を聞き、その内容を記録として残す取り組みです。先人の知恵や経験を社会の恩恵として語り継ぎ、今後の今金町の発展のため、郷土資料としての活用だけではなく、学校教育の教材や町民の貴重な教材となるようにとの願いを込めて作成しています。

収録内容はDVDとなっており、町民センター図書室にて貸出していますので、ぜひご利用ください。



【問合せ】教育委員会 社会教育グループ ☎82-3488

### 年金生活者支援給付金制度について



年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには**請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

#### 対象となる方

##### ■ 老齢基礎年金を受給している方

- 以下の要件をすべて満たしている必要があります
- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約90万円以下である

##### ■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 以下の要件を満たしている必要があります
- ✓ 前年の所得額が約479万円以下である

#### 請求手続き

##### ① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象となる方には、日本年金機構より9月初旬頃から順次、**請求可能な旨のお知らせ**を送付します。

同封のはがき「年金生活者支援給付金請求書」に、必要事項を記入し、はがきに記載されている期限までに届くよう提出してください。

（令和8年1月5日までに請求手続きが完了しますと、令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができます。）

##### ② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは  
お早めに！

#### 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。
- 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。  
『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）



年金生活者支援給付金 検索

今月の特集

行政情報

各種情報

まちの話題

情報かわら版

まちな行事予定

学びの道標へ